

令和6年第1回
宮崎県東児湯消防組合議会臨時会
会議録

宮崎県東児湯消防組合消防本部

令和6年7月16日（火） 午後1：30開会

目 次

会期及び審議日程	1
告示・応招議員・不応招議員・会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・説明員・総務課職員	3
開会	3
会議録署名議員の指名について	4
会期の決定について	4
議案上程・提案理由説明（議案第8号）	4・5
質疑・討論・採決（議案第8号）	5
議案上程（議案第4号～第7号）	5
提案理由説明（議案第4号～第7号）	6
詳細説明（議案第4号～第7号）	7～9
質疑（議案第4号～第7号）	9・10
討論・採決（議案第4号～第7号）	10・11
閉会	11

会期及び審議日程

日次	月日	曜日	摘要
第1日	7月16日	火曜日	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程（議案第8号） 提案理由説明 質疑 討論・採決 議案上程（議案第9号～第11号） 提案理由説明 詳細説明 質疑 討論・採決 閉会

宮崎県東児湯消防組合告示第2号

令和6年第1回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年7月1日

宮崎県東児湯消防組合
管理者 黒木敏之

- 1 期日 令和6年7月16日
 - 2 場所 宮崎県東児湯消防組合消防本部
-

○応招議員（10名）

1番 永友 良和	2番 田中 義基
3番 阿萬 誠郎	5番 揖斐 兼久
6番 甲斐 政治	7番 中竹 義一
8番 河野 浩一	10番 内藤 逸子
11番 三輪 隆之	12番 勝目 文明

○不応招議員（なし）

○会議に付した事件

令和6年7月16日 午後1時30分 開会

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第9号 宮崎県東児湯消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第10号 財産の取得について |
| 日程第6 | 議案第11号 令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算(第1号) |
-

○出席議員（10名）

1番 永友 良和	2番 田中 義基
3番 阿萬 誠郎	5番 揖斐 兼久
6番 甲斐 政治	7番 中竹 義一
8番 河野 浩一	10番 内藤 逸子
11番 三輪 隆之	12番 勝目 文明

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 …………… 黒木 敏之	副管理者 …………… 小山 圭一
副管理者 …………… 小嶋 崇嗣	副管理者 …………… 半渡 英俊
副管理者 …………… 坂田 広亮	
消防長 …………… 瀬川 幸一郎	消防次長 …………… 河野 辰己
総務課長 …………… 河野 哲	消防署長 …………… 福屋 光之郎
予防課長 …………… 清水 剛	警防通信課長 …… 松尾 拓哉

○総務課出席職員職氏名

総務課長補佐 …………… 田牧 利文
総務課庶務係長 …………… 日高 遼太

開会 午後1時30分

議長 阿萬 誠郎

ただいまの出席議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議事日程について、おはかりします。

本件につきましては、別紙がお手元に配布してあります。

この順序によって審議することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

よって議事日程は、そのように決定しました。

議長 阿萬 誠郎

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において6番 甲斐政治 議員及び11番 三輪隆之 議員を指名いたします。

議長 阿萬 誠郎

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

《異議なしの声》

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 阿萬 誠郎

日程第3 議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 黒木 敏之

議長 管理者

議長 阿萬 誠郎

管理者

管理者 黒木 敏之

本日は、令和6年第1回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきご審議賜りますことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国及び県の補助金が確定したことに伴う補正予算でございます。

内容をご説明いたしますと、高規格救急自動車の整備に活用しました防衛施設周辺民生安定整備事業補助金が確定したことにより国庫補助金を38万9千円増額し、それに伴い組合債を

40万円の減額としております。

また、県補助金について、昨年度中に新設された宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等搬送支援補助金及び地域防災力強化事業補助金が、確定したことに伴い、4万1千円の減額としております。

なお、財政調整にあたり財政調整基金からの基金繰入金を5万2千円増額しております。

組合議会臨時会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月26日付をもちまして専決処分をいたしましたので、本議会に報告し承認を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 阿萬 誠郎

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第8号について質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

これより議案第8号について、討論・採決を行います。

議案第8号について、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第8号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 阿萬 誠郎

日程第4 議案第9号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第5 議案第10号「財産の取得について」

日程第6 議案第11号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」

の3議案を一括して議題といたします。

議長 阿萬 誠郎

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 黒木 敏之

議長 管理者

議長 阿萬 誠郎

管理者

管理者 黒木 敏之

それでは、議案第9号から議案第11号につきまして一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、宮崎県東児湯消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第10号「財産の取得について」であります。

本案は、令和6年度当初予算に計上しておりました、小型動力ポンプ付水槽車の購入についてでございます。

現在消防署に配備しています小型動力ポンプ付水槽車を更新するための購入に伴い、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第11号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4千628万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千599万6千円とするものであります。

補正の主なものをご説明いたしますと、歳入につきましては、「繰入金」、「組合債」を減額し、「諸収入」を増額しようとするものであります。

また、歳出につきましては、「消防施設費」を減額し、「常備消防費」を増額しようとするものであります。

詳細につきましては、消防長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 阿萬 誠郎

続いて、消防長の詳細説明を求めます。

消防長 瀬川 幸一郎

議長 消防長

議長 阿萬 誠郎

消防長

消防長 瀬川 幸一郎

それでは、議案第9号から議案第11号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案第9号の宮崎県東児湯消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）が施行されたことに伴いまして、引用する条文が繰り下げられましたので、条例整備をしようとするものです。

内容につきましては、議案書及び添付しております、「新旧対照表」のとおりでございます。

次に、議案第10号の「財産の取得について」をご説明いたします。

本案は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業いわゆる防衛省補助金を活用し、老朽化した小型動力ポンプ付水槽車の更新整備に係る財産の取得でございます。

取得しようとする内容を議案書によりご説明いたします。

1の取得物件につきましては、小型動力ポンプ付水槽車でございます。

2の契約の方法は指名競争入札でございます。

3の取得価格は5千412万円ございまして、うち消費税額が492万円でございます。

4の契約の相手方は、宮崎県宮崎市花ヶ島町柳ノ丸525番地3 九州消防株式会社 代表取締役 大園幹彦 でございます。

なお、去る、5月21日に、県内において消防自動車の納入実績のあります6業者により、指名競争入札を行いました。納入期限は令和7年3月31日としております。

お手元に議案第10号関係資料の小型動力ポンプ付水槽車整備事業の概要書を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第11号の「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

補正予算書とは別に横長のA3用紙で「令和6年度補正予算 第1号 編成資料」を補正予算書の後に添付しておりますので、こちらをお開き下さい。

この資料は、左側の表が「歳入」、右側の表が「歳出」となっております。

まず最初に、右側の「歳出」からご説明いたします。

表の構成は、一番左側の列が歳入科目の「区分」、次に「補正前の額」、「補正額」、「計」、「備考」となっております。

最後に「補正予算書のページ数」を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

それでは、まず、表の一番下の「歳出合計」の欄でございますが、「補正前の額」11億6千599万6千円から4千628万2千円減額いたしまして、予算総額を11億1千971万4千円としようとするものでございます。

次に、その内訳についてご説明いたします。

まずは「3の消防費」のうち「①常備消防費」の「12の委託料」でございますが、児童手当制度の改正に伴い人事給与システムの改修が必要となりましたので、その費用として44万円増額しようとするものです。

なお、この改修費につきましては、国庫補助金の対象となっております、県との調整で高鍋町に交付される形となるようですので、交付後に負担金内に含めて納めていただく予定としています。

次に「17の備品購入費」でございますが、2つの購入事業がございます。

まず1つ目でございますが、当組合が所管している東児湯少年婦人（女性）防火委員会の活動支援として、昨年度から申請していましたが一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成金60万円の交付が決定しましたので、これを活用した地域防災組織育成事業として、スモークマシーン一式を整備しようとするもので、67万8千円を新たに計上しています。

2つ目でございますが、高規格救急自動車に常時積載しております自動心臓マッサージ器の更新整備でございます。

平成23年に整備し約12年が経過したものでございますが、老朽化による故障が発生し、修理不能な状況にあります。現在、代替え器で運用していますが、円滑な救命活動を実施するにあたり必要不可欠なものでございますので、357万円を増額し整備しようとするものでございます。

2つの事業を合わせて、備品購入費について424万8千円を増額しようとするものです。

続きまして、「②消防施設費」の「10の需用費」でございますが、今年度事業として当初予算に計上していましたが消防本部庁舎省エネ改修事業につきましては、プロポーザル方式で予定していたところですが、その実施に向けて高鍋町の建設管理課に参加をいただき協議を進めるなかで、工事の施工管理体制や審査基準作成等において疑義が生じ、確実に履行するためには、実施設計を行ったうえで、工事に望んだ方が良いという結論に至りました。

従いまして、需用費に計上していましたが消防本部庁舎省エネ改修事業予算の全額5千947万円を減額し、新たに「12の委託料」にて、消防本部庁舎省エネ改修実施設計委託料として850万円を計上したものでございます。

なお、この委託料については、交付税措置のある「脱炭素化推進事業債」の活用を見込んでいます。

続きまして、左側の表の「歳入」について、ご説明いたします。

表の構成は、先ほどの「歳出」の表とほぼ同様であります。

それでは、まず、表の一番下の「歳入合計」の欄でございますが、先ほど「歳出」の表でご説明いたしましたように、「補正前の額」11億6千599万6千円から4千628万2千円減額いたしまして、予算総額を11億1千971万4千円としようとするものでございます。

次に、その内訳についてご説明いたします。

まず、「7の繰入金」でございますが、歳入、歳出の差異を財政調整基金からの繰入金で調整しようとするもので、98万2千円を減額するものです。

次に「9の諸収入」でございますが、「歳出」の「備品購入費」でご説明いたしました東児湯少年婦人（女性）防火委員会の事業に対する自治総合センターの助成金60万円を増額しようとするものです。

次に「10の組合債」ですが、「歳出」の「消防施設費」でご説明いたしました消防本部庁舎省エネ改修事業の見直しに伴いまして、同事業の組合債を5千350万円減額し、一方、消防本部庁舎省エネ改修実施設計委託事業に係る組合債を760万円増額いたしまして、差引き4千590万円の減額としております。

最後に補正予算書について説明したい事項がございますので、令和6年度補正予算書の3ページをお開き下さい。

第2表 債務負担行為補正でございます。

先程、取りやめることで説明をしました消防本部庁舎省エネ改修事業について、本来なら事業行程の兼ね合いで速やかに事業に取り掛かる予定でございましたので、令和5年度内に業者選定をする必要があり、債務負担行為を設定しておりましたが、見直しにより取り下げようとするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

議長 阿萬 誠郎

以上で説明が終わりました。

これより議案第9号から議案第11号について質疑を行います。

まず、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第10号「財産の取得について」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第11号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」について質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

これより議案第9号から議案第11号について、討論・採決を行います。討論・採決は議案ごとに行います。

まず、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第9号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第10号「財産の取得について」本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第10号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第11号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」について、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第11号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

以上を持ちまして、本日の全日程を終了しました。

これをもって、本日の第1回臨時会を閉会いたします。

午後2時00分 閉会
